

# 令和四年度 北海道教育大学附属札幌中学校

## 部活動にかかる活動方針

### 1. 部活動の意義

学習指導要領総則にもあるように生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動はスポーツや文化、科学などに親しむことで、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養など、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであると考える。

それぞれの部活動での活動を通して、興味や関心を同じくする者が、学級や学年の枠をはずれ、指導者の指導のもとルールを尊重する中で、自主性を養い、身体や技能を鍛えかつ精神的にも社会的にも健全に発達することを目標に活動する。

### 2. 開設する部活動及び指導・運営の体制

#### (1) 開設する部活動

サッカー部、ソフトテニス部、バスケットボール部、バドミントン部、卓球部、美術部、合唱部

#### (2) 指導・運営体制

- ① 部活動事務局が運営を統括する。構成は事務局長1名、事務局会計1名、事務局員1名とする。
- ② 各部活動については顧問が指導・運営を行う。

### 3. 指導運営上の留意点

#### (1) 安全の確保

部活動の顧問は活動をするにあたり、生徒の健康状態を把握し適切な指導をすることを心がける。また、活動場所や天候など環境の整備や把握を確実にを行い、その時々状況から安全を第一に考えた指導をするよう努める。

#### (2) 学校生活と部活動のバランスについて

部活動の顧問は本校において規定した部活動活動基準に従って、生徒の学校生活に支障が出ることのないよう、活動と休息のバランスを考慮し活動する。原則本校で実施される授業や行事を優先と考え、学校生活と部活動の両立ができる環境づくりを進めるよう努める。

#### (3) 保護者との連携

部活動事務局は毎月の活動計画を公表する。そして、各顧問は各生徒の連絡先を把握し、保護者と円滑な連携をとることができる体制の準備をする。また怪我や事故といった緊急の際には迅速な連絡ができるよう体制を整えておくように努める。

### 4. 部活動活動基準

#### (1) 概要

平成30年3月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が通知された。本校においてもこのガイドラインを活動の基準とする。また、平成31年3月に札幌市教育委員会が発行した「札幌市立学校に係る部活動の方針」も参考にする。

#### (2) 本校における部活動活動基準

- ①活動は基本的に、土曜日・日曜日・祝祭日に行う。
- ②活動時間は1日3時間程度とする。
- ③土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも、2週間内に1日の休養日を設定する。